

新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第24回)

日 時：令和3年5月15日(土) 14時30分～

場 所：新見市役所南庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 県内・市内の感染状況等

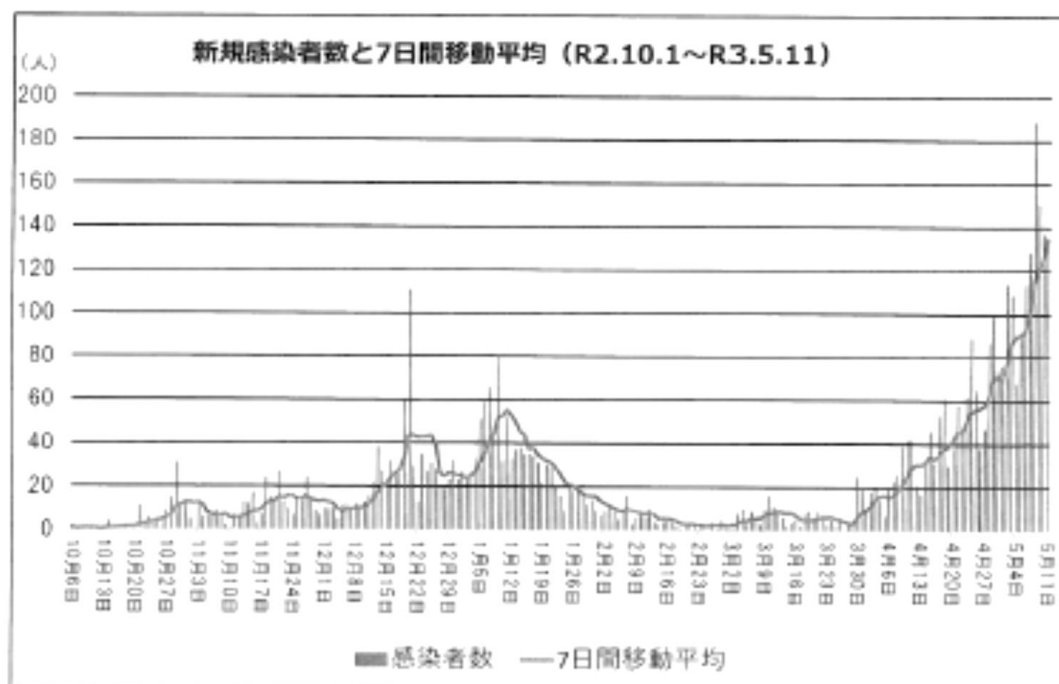
(2) 「緊急事態宣言」の発出に伴う本市の対応

(3) その他

3. 閉 会

(1) 県内・市内の感染状況等

岡山県内の新規感染者数と7日間移動平均

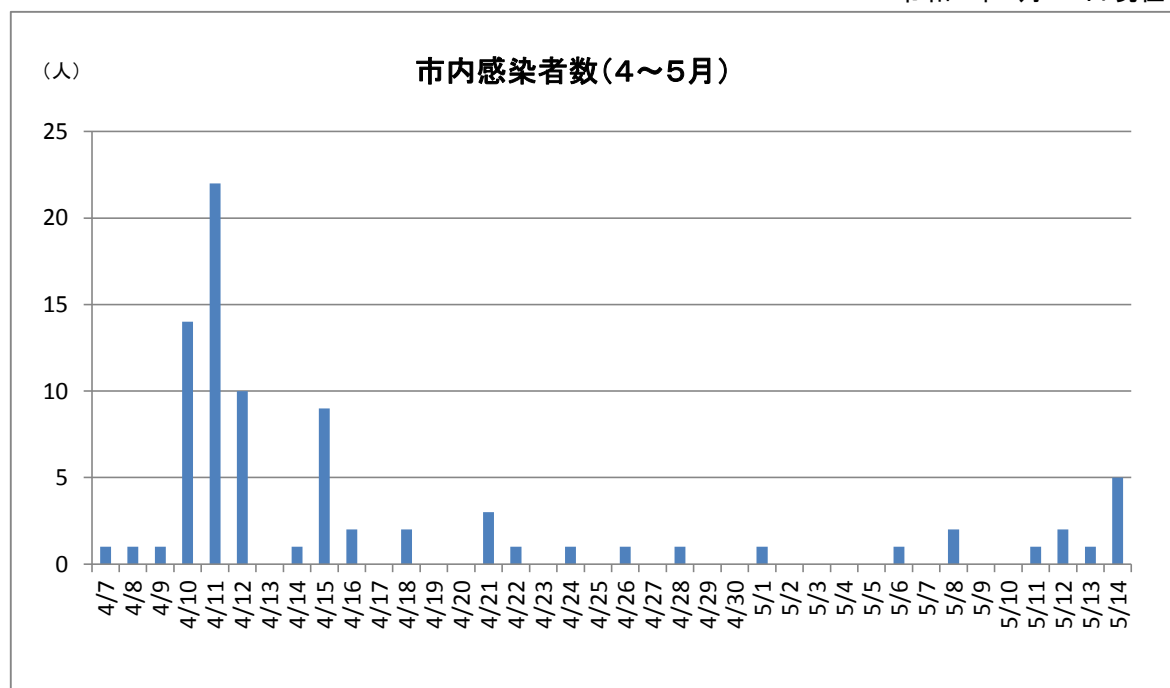


岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第39回)資料

新見市内感染者数について

感染者総数 102人 (4月感染者70人、5月感染者13人)

令和3年5月14日現在



岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

- ① 区域 **岡山県全域**
 ② 要請期間 **5月16日(日)～5月31日(月)**

県民の皆様へ

【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請または営業時間短縮の要請に応じしていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 県外との不要不急の往来は極力自粛すること
- 個食や黙食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケは自粛すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

●飲食店等への要請（県内全域）

期間		令和3年5月16日（日）から5月31日（月）まで
実施内容	対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
	要請内容	（特措法第45条第2項に基づくもの）命令、過料の規定あり ○ 営業時間の短縮 （通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時～20時までに短縮） ○ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）は休業要請 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条第1項各号の措置 （特措法第24条第9項に基づくもの） ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ※結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催をお願いします。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間の短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類またはカラオケ設備の提供は停止を要請。

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	内訳	要請内容	
		床面積が1000㎡超	床面積が1000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	・平日は5時から20時までの営業時間短縮 ・土日祝日の休業	〔働きかけ〕 ・平日は5時から20時までの営業時間短縮
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場 ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋 ゲームセンター等	※いずれも、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・イベント等を開催する場合は、イベント等の開催要件（人数上限、収容率、20時までの営業時間短縮を要請）	※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝ち馬投票券発売所等	〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
サービス業 （生活必需サービスを営む店舗を除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等【特措法第24条第9項に基づく】

施設の種類	内訳	要請内容	備考
		床面積が1000㎡超	床面積が1000㎡以下
劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム、ライブハウス等	・平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む） ・土日祝日の休業（オンライン配信の場合は休業不要） ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請	・イベント開催の場合は20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る） 旅館（集会の用に供する部分に限る）	〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要	〔働きかけ〕 ・イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
運動施設（屋外施設等） 遊技施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バレーボール練習場、テーマパーク、遊園地等	・平日は5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催の場合も含む） ・土日祝日の休業（オンライン配信の場合は休業不要） ・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内の要請
博物館等	博物館、美術館等	〔働きかけ〕 ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要	〔働きかけ〕 ・イベント開催以外の場合も含め20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ ・酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
結婚式場	結婚式場	（特措法第45条第2項に基づく要請） ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮（5時から20時まで） 〔働きかけ〕 ・1. 5時間以内の開催 ・参加人数50人以下かつ収容率50%以内	
葬祭場	葬祭場	〔協力依頼〕 ・酒類提供の自粛	

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

＜事業者の皆様への協力要請＞*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・職員同士の距離を確保すること
 - ・事業場の換気を励行すること
 - ・複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
 - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
 - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

＜学校への協力要請＞

- 学生・生徒・児童に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛をすること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 発熱等の症状等ある学生等は登校や活動参加を控えること
- 大学生等は飲み会を控えること

●各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

＜高齢者施設・医療施設等への協力要請＞

- 地域の感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者等への検査を頻回実施すること
- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 面会は原則禁止することとし、オンラインなどを活用すること
- 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと

＜コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請＞

- 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること
- 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること
- コロナ患者の病床を整備すること

＜コロナ患者を受け入れている医療機関への協力要請＞

- 救急医療をできる限り維持した上で、中等症病床を可能な限り増床すること
- 重症病床を有する医療機関は重症病床を可能な限り増床すること
- コロナ患者の受け入れに支障が生じる場合においては、医師が延期できると判断した入院・手術を一時停止すること

＜公共交通事業者への協力要請＞

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等を行うこと

● **県内でのイベントの開催について**（特措法第24条第9項に基づく）

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること

(<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>)

期間	5月16日～5月31日
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以下
開催時間	午後8時まで

新見市所管施設の休止・利用制限について

- ①概 要 新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が岡山県に発令されたことに伴い、感染拡大防止のため、本市所管施設を次のとおり休止または利用制限を行います。
- ②期 間 令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）
※指定管理施設については、準備ができ次第休止
- ③対象施設 54施設（健康増進施設：1、文化施設：30、スポーツ施設：10、観光施設：13）

No	区分	施設名	利用制限等	所管課
1	健康増進施設	健康増進施設（げんき広場にいみ）	休止	健康づくり課 健康づくり係 72-6129
2	文化施設	中央図書館（まなびの森新見図書館）	電話やインターネットで貸出予約を受けた図書の貸出及び返却受付業務のみを実施	生涯学習課 生涯学習係 72-6147
3		カフェまなびの森	休止	
4		青少年野外活動センター	休止	
5		法曾陶芸館（猪風来美術館）	休止	生涯学習課 文化振興係 72-6108
6		新見美術館	休止	
7		新見文化交流館（まなび広場にいみ）	休止	
8		大佐山田方谷記念館	休止	大佐支局 98-2111
9		大佐総合センター		
10		神郷生涯学習センター	ホールは利用休止、他の貸館は、20時まで、収容率50%以内で利用制限	神郷支局 92-6111
11		哲多総合センター	図書館（図書コーナー）は、電話やインターネットで貸出予約を受けた図書の貸出及び返却受付業務のみを実施	哲多支局 96-2111
12		きらめき広場哲西		哲西支局 94-2111
13		学術交流センター（図書館、体育館等）	学生のみ利用可	新見公立大学 72-0634
14		公民館（18施設）	貸館は、20時まで、収容率50%以内で利用制限	生涯学習課 生涯学習係 72-6147
32	スポーツ施設	憩いとふれあいの公園 （新見ビオーネ球場、多目的広場、屋根付き屋外ステージ、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場）	休止（5/15（土）～）	生涯学習課 スポーツ振興係 72-6148
33		市民運動公園（まんさく運動公園） （陸上競技場兼野球場、テニスコート）		
34		市民体育館		
35		城山体育館		
36		防災公園 （陸上競技場、サッカー場、多目的広場）		哲多支局 96-2111
37		哲多B&G海洋センター		
38		哲多体育施設		神郷支局 92-6111
39		神郷体育施設		
40		大佐体育施設		大佐支局 98-2111
41		大佐B&G海洋センター		
42	観光施設	別所アウトドアスポーツセンター	休止	商工観光課 観光振興係 72-6136
43		中心市街地活性化拠点施設（太池邸）	休止	
44		満奇洞	休止	
45		千屋成地農村型リゾート施設（牡丹園）	休止	農林課 耕地係 72-6135
46		大佐山大日高原風の聖域施設 （大型ロッジ、オートキャンプ場、奥備中風土記館）	休止	大佐支局 98-2111
47		大佐風の湯温泉	休止	
48		おおさ源流公園（キャンプ場、カヌー）	休止	
49		大井野源流体験村貸農家 （雌山の家、雄山の家）	休止	
50		グリーンミュージアム神郷温泉	休止	神郷支局 92-6111
51		神郷三室農山村交流体験施設	休止	
52		神郷紙の館・水車	休止	
53		哲西千子リゾート施設	休止	哲西支局 94-2111
54		哲西鯉が窪湿原・鯉が窪湿原資料館	休止	
※	関連観光施設	井倉洞	休止	株式会社井倉洞 75-2224

緊急事態宣言を受けた小中学校における対応

R3.5.15

- 運動会について・・・延期とする
- 水泳指導について・・・中止とする
- 部活動について
・・・原則中止とし、公式戦などを控えている場合は最低限の活動とする
- 校外活動について
・・・バス等の交通手段で移動する遠足や見学、宿泊行事等については
自粛する
- その他
これらの措置は緊急事態宣言期間(5/16～5/31)とする。ただし、
期間が延長された場合はこの限りではない。